

令和3年10月31日執行

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

結果調

逗子市選挙管理委員会

は し が き

第 49 回衆議院議員総選挙は、衆議院議員の任期満了が迫った 10 月 4 日に就任した岸田内閣総理大臣が、同日「令和 3 年 10 月 14 日に衆議院を解散し、同 19 日公示、同 31 日に執行する。」と表明し、同 19 日に公示され、第 24 回最高裁判所裁判官国民審査と同時に 10 月 31 日に執行されました。

平成 29 年 10 月 22 日に執行されて以来、4 年ぶりとなった本選挙は、現行の日本国憲法下では初めて任期満了後に行われる選挙となり、新型コロナウイルス感染症の流行が続くなかでの執行となりました。また、告示を総選挙と同日とする改正がなされた最高裁判所裁判官国民審査が改正後初めての執行となりました。

本市における全体投票率は 64.66% (小選挙区) と前回比の 5.34% 増となりましたが、期日前投票率が 24.4% と前回比 2.46% の減となりました。これは前回の投票日当日に台風の接近による悪天候が予想されたことにより期日前投票者数が多かったことが主な理由と考えられます。

任期満了となる年だったため、当初予算に執行に要する経費を計上したうえで執行に備えてはありましたが、衆議院解散から 17 日後の執行となりました今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果をここに収録し、今後の参考資料とすべく、本結果調を作成しました。関係各位のご理解・ご協力により選挙事務が無事終了できましたことについて、心からお礼申し上げます。

令和 4 年 4 月

逗子市選挙管理委員会

有権者数等

世帯数	人 口			選挙当日有権者数			一世帯当 たりの 有権者数
	男	女	計	男	女	計	
25,139	26,710	30,217	56,927	23,558	27,236	50,794	2.02

(注) 世帯数及び人口は令和3年10月1日現在による。

在外選挙人名簿登録者(男47人、女82人)は含まれていない。

天候

当日の天気	曇りのち雨
-------	-------

目 次

1	日 程 表	
(1)	事務日程表	1
2	投票結果に関する調	
(1)	選挙当日の有権者数調	7
(2)	有権者数、投票者数及び投票率調	7
(3)	投票者に関する調	7
(4)	時刻別投票状況調(衆議院小選挙区選出)	9
(5)	投票区別投票者数及び投票率調	10
(6)	仮投票に関する調	12
(7)	代理投票及び点字投票調	12
(8)	期日前投票・不在者投票の受理・不受理に関する調	12
(9)	期日前投票・不在者投票の事由に関する調	13
	ア 衆議院小選挙区選出	13
	イ 衆議院比例代表選出	14
	ウ 最高裁判所国民審査	15
(10)	不在者投票管理者別不在者投票に関する調	15
3	投票所に関する調	
(1)	投票所に使用した施設に関する調	16
(2)	投票所一覧表	16
(3)	投票箱送致に関する調	16
4	候補者及び審査に付された裁判官に関する調	
(1)	候補者数及び定数調	17
(2)	候補者の住所・氏名等に関する調(衆議院小選挙区選出)	17
(3)	審査に付された裁判官の住所・氏名等に関する調	18

5	当選人等に関する調	
(1)	投票総数、有効投票及び無効投票に関する調	1 9
(2)	有効及び無効投票に関する調	1 9
	ア 衆議院小選挙区選出	1 9
	イ 衆議院比例代表選出	2 0
	ウ 最高裁判所国民審査	2 1
(3)	候補者別得票数に関する調	2 2
	ア 衆議院小選挙区選出	2 2
	イ 衆議院比例代表選出	2 2
(4)	最高裁判所国民審査結果に関する調	2 3
6	選挙公営に関する調	
(1)	個人演説会に関する調	2 4
	ア 会場数に関する調	2 4
	イ 会場使用度数に関する調	2 4
(2)	ポスター掲示場の数に関する調	2 4
(3)	ポスター掲示場設置場所一覧表	2 5
7	選挙の管理及び執行関係者調	
(1)	選挙管理委員に関する調	2 7
(2)	開票管理者及び同職務代理者に関する調(衆議院小選挙区選出)	2 7
(3)	投票管理者及び同職務代理者に関する調	2 8
(4)	立会人に関する調	2 8
(5)	投票立会人一覧表	2 9
(6)	開票立会人一覧表	2 9
	ア 衆議院小選挙区選出	2 9
	イ 衆議院比例代表選出	3 0
(7)	投票管理者及び投票所事務従事者に関する調	3 0
(8)	開票管理者及び開票所事務従事者に関する調	3 0
(9)	選挙管理委員会事務局職員調	3 0
8	参考資料	
(1)	有権者の推移	3 1
(2)	衆議院議員総選挙投票率の推移	3 3
(3)	選挙公報等	

1 日 程 表

選挙期日 前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
214	～3/31	水	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局事前調整等 ・会議室、市民ホール、公用車、懸垂幕掲示場使用の予約・依頼 ・投票・開票所設置予定施設の予約・使用申込み ・資器材点検・準備 ・ポスター掲示場設置依頼書作成(準備) ・ポスター掲示場設置予定場所一覧表・図面作成(準備) ・個人演説会施設使用予定表提出依頼(準備) ・投票管理者・投票立会人選任準備(期日前投票含む) ・投票・開票事務従事者の選任準備 ・委託業務等仕様書作成・見積取得 ①投・開票所設営・撤去②人材派遣③選挙公報等配布 ④ポスター掲示場設置・撤去⑤選挙人名簿等電算処理⑥交付機・計数機等点検⑦携帯電話賃借⑧タクシー借上げ ⑨備品購入 ・予算資料作成 ・庁内選挙協力依頼準備 ・啓発用物品等発注準備 ・投開票事務提要及び投票事務注意事項原稿作成 ・啓発用チラシ・啓発物品等発注準備 	
213 ～ 193	4/1～ 4/21	木 ～ 木	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局事前準備等 ・委託業務等入札等依頼準備 ・投開票所用資機材・感染症予防対策物品等発注 ・投票管理者・投票立会人等選任準備(期日前投票含む) ・選挙執行関係議案・告示の作成準備 	
193	4/21	木	<ul style="list-style-type: none"> ・政治活動用ポスター掲出禁止始期(～選挙期日) 	法 143-16, 19
187	4/27	火	<ul style="list-style-type: none"> ・違反ポスター掲示状況確認及び報告(県選管へ) 	
178 ～ 153	5/6～ 5/31	木 ～ 月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人演説会施設使用予定表提出依頼作成 ・投票・開票事務提要等原稿作成 ・啓発チラシ等原稿作成 	
163	5/21	金	<ul style="list-style-type: none"> ・違反ポスター残存状況確認及び報告(県選管へ) 	
152	6/1	火	<ul style="list-style-type: none"> 定例委員会の開催 	
151 ～ 123	6/2～ 6/30	水 ～ 水	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示場設置依頼等準備 ・入札等依頼(管財契約課) ・諸用紙等作成準備 ・特例郵便等投票準備(受取人払承認請求準備等) 	
122 ～ 100	7/1～ 7/30	木 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・投票所整理券原稿作成 ・投票管理者等予定者内諾 ・投開票用帳票類原稿作成 	

90	8/2	月	・ポスター掲示場設置予定箇所現状確認	
72	8/20	水	・在外投票用紙等の受領	
48	9/13	月	・公営個人演説会場使用予定等提出依頼	
27	10/4	月	【事務連絡】衆議院の解散に伴う総選挙の執行について	
26	10/5	火	定例委員会の開催 (1) 選挙人名簿登録者の抹消について (2) 在外選挙人名簿登録者の抹消について (2) 在外選挙人名簿に登録する者を定めること	法 28
25	10/6	水	・職員組合との協議	
24	10/7	木	・選挙時登録用名簿データ作成 ・投票所設置依頼	
20	10/11	月	・ポスター掲示場設置開始（～10/12）	
19	10/12	火	・投開票事務従事者委嘱	
18	10/13	水	・選挙人名簿抄本納品	
16	10/15	金	臨時委員会の開催 議案 (1) 在外選挙人名簿に登録する者を定めること (2) 登録の移替えの延期を定めること (3) 投票所を定めること (4) 投票管理者及び同職務代理者を選任すること (5) 投票立会人を選任すること (6) 期日前投票所を定めること (7) 開票管理者及び同職務代理者を選任すること (8) 開票の日時及び場所を定めること (9) 開票立会人のくじを行う日時及び場所を定めること (10) 不在者投票用紙等の公示日前発送開始日を定めること (11) 帰国した在外選挙人に係る期日前投票所を定めること (12) 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること (13) ポスター掲示場の様式を定めること (14) ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること (15) ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること (16) ポスター掲示場を設置する場所を定めること (17) 在外選挙人名簿の登録の移転について (18) 選挙人名簿登録者の抹消について ・期日前不在者投票所設営 ・投票所整理券納品 ・第1回投・開票速報リハーサル（県） 告示 ・登録の移し替えを延期する期間	法 30 の 11 令 17 法 39 法 37, 令 24 法 38-1 法 48 の 2-5 法 61, 令 67 法 63, 65 法 62-2 法 175-3 執規 10 の 2-1 執規 10 の 2-2 法 144 の 2-1 法 30 の 6-2 法 28 令 17

			決 裁 ・不在者投票を行う場所	
14	10/17	日	・第2次物品受領（期日前投票用紙）	
13	10/18	月	選挙時登録基準日・登録日 臨時委員会の開催 議 案 （1）選挙人名簿登録者の抹消について （2）選挙人名簿に登録する者を定めること （3）期日前投票所の投票管理者等を選任すること （4）期日前投票所の投票立会人を選任すること （5）投票立会人を変更すること 告 示 （1）ポスター掲示場設置場所 （2）選挙権を有する者の総数の50分の1の数 （3）選挙権を有する者の総数の3分の1の数 （4）選挙権を有する者の総数の6分の1の数 報 告 （1）選挙人名簿・在外選挙人名簿登録者数（県選管へ） ・不在者投票用紙等事前発送開始 ・投票所整理券郵便局へ引き渡し ・投票啓発用横断幕掲出	法 28 法 22-2 法 37, 48 の 2-5 法 38, 48 の 2-5 法 38-1 法 144 の 2-4 自治法 74-1 自治法 76-1 合併特例法 4-11 令 22-1
12	10/19	火	衆議院議員総選挙期日の公示・国民審査期日の告示 告 示 （1）投票所 （2）期日前投票所 （3）不在者投票場所 （4）投票管理者及び同職務代理者選任 （5）期日前投票管理者及び同職務代理者選任 （6）開票の日時・場所 （7）開票管理者及び同職務代理者選任 （8）開票立会人くじ施行日時・場所 （9）候補者の氏名等掲示順序のくじ施行日時・場所 （10）帰国した在外選挙人に係る期日前投票所 （11）指定在外選挙人投票場所 諸届出の受理 （1）選挙事務所設置（異動）届 （2）開票立会人となるべき者の届出 （3）個人演説会開催申出 通 知 （1）候補者届出（投・開票管理者へ） （2）投票立会人選任・参会等（投票管理者へ） （3）裁判官氏名等の届出（投・開票管理者へ）	法 31-3、審査法 5 法 41-1 法 41-1, 48 の 2-2 令 25 令 68 法 64 令 68 法 62-6 執規 57 令 65 の 13 令 65 の 13 法 130-2 法 62 法 163, 令 112 令 92-2 令 27 審査令 2-3

			<p>報 告</p> <p>(1) 投票管理者及び同職務代理者選任（開票管理者へ）</p> <p>(2) 開票管理者及び同職務代理者選任（選挙長・選挙分会 長・審査分会長、投票管理者へ）</p> <p>(3) 投票所（投・開票管理者へ）</p> <p>(4) 投票の順序（投票管理者へ）</p> <p>(5) 開票の日時・場所（選挙長・選挙分会長・審査分会長、 投・開票管理者へ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補者届出状況の受信 ・投票所内の政党名投揭示記載順序の通知受理（比例代表） ・候補者の氏名等の揭示順序のくじ施行（小選挙区） ・裁判官氏名揭示受領 ・選挙人名簿・在外選挙人名簿閲覧等中止（公示日～ 期日後5日） ・選挙人名簿・在外選挙人名簿異議申出決定期限 ・開票所持込物品・必要書類等準備 	<p>法 175-3</p> <p>法 28 の 2-1</p> <p>法 24-1-2, 法 30 の 8-1-2</p>
11	10/20	水	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前不在者投票開始 ・在外投票開始 ・期日前不在者投票所氏名揭示等揭示開始 ・候補者氏名等揭示印刷納品 ・不在者投票情報の受付システムへの入力開始 	<p>法 49</p> <p>法 49 の 2</p>
10	10/21	木	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車による投票啓発開始 ・公営施設個人演説会開始 ・警察署との打ち合わせ会 	<p>法 163</p>
9	10/22	金	<ul style="list-style-type: none"> ・投開票事務説明会（選挙事務従事者） ・選挙人名簿異議申出決定期限 ・投票用紙読取分類機、計数機点検 	<p>法 24-2, 30 の 8-2</p>
7	10/24	日	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣事務従事者研修 	
6	10/25	月	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報・審査公報受領（10/29 配布期限） 	<p>法 170-1</p>
5	10/26	火	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報・審査公報配布開始 	<p>法 170-1, 審査令 28</p>
4	10/27	水	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便等による不在者投票用紙等請求期限 ・郵便等による在外投票用紙等請求期限 ・当日用投票用紙、点字候補者名簿等受領 ・各投票所用投票用紙仕訳 	<p>令 51 の 4-1, 審査令 13</p> <p>令 65 の 11-1</p>
3	10/28	木	<ul style="list-style-type: none"> ・政党名等揭示受領 ・開票立会人選任届出最終日 <p>通 知</p> <p>(1) 開票立会人選任及び参会通知（開票立会人へ）</p> <p>(2) 開票立会人の氏名等について通知（開票管理者へ）</p>	<p>法 62-1</p> <p>法 62-8</p> <p>令 70 の 2</p>
2	10/29	金	<ul style="list-style-type: none"> ・投・開票速報送信テスト ・選挙公報等配布期限 	<p>法 170-1</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者・失権者・不在者投票者等受付システム入力確認 ・投・開票所資器材引渡し（設営業者） 	
1	10/30	土	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前不在者投票最終日 ・投票所設営完了 ・第2, 3投票所入口表示看板設置 ・投票記載場所の氏名及び政党名称等掲示完了 ・開票所設営完了 ・投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖確認（選挙事務所異動（廃止）届の受理） ・投票受付システム不在者投票等最終入力作業 ・投票所整理券未着者確認・整理 ・ポスター掲示場設置場所最終巡視 ・投・開票速報送信テスト ・当日有権者概数調の作成 ・広報車による投票啓発 	<p>法 48 の 2</p> <p>法 175-1</p> <p>法 132</p>
0	10/31	日	<p>選挙期日 臨時委員会の開催 議案</p> <p>（1）選挙人名簿登録者の抹消について</p> <p>投票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票用紙の送付（投票管理者） ・不在者投票の送致（第1投票区投票管理者） ・在外投票の送致（第1投票区投票管理者） ・投票所巡視（選挙管理委員会委員） ・投票状況の速報・発表 ・投票箱等の受領（投票箱・鍵、選挙人名簿抄本、送付書） ・投票録受領 ・広報車による投票啓発 <p>開票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開票状況の速報・発表 ・開票録の作成 ・第2, 3投票所入口表示看板撤去 ・啓発用懸垂幕、横断幕撤去 	<p>法 28</p> <p>令 60, 61 令 65 の 12</p> <p>法 55</p> <p>法 65, 66</p> <p>法 70</p>
-1	11/1	月	<ul style="list-style-type: none"> ・開票結果報告（小選挙区-選挙長、比例代表-選挙分会長、国民審査-審査分会長） ・選挙人名簿登録の移替え開始 ・ポスター掲示場撤去 ・投票所資器材撤収 ・開票所撤収 ・在外選挙人名簿の登録再開 	<p>法 66-3、令 74 審査法 21 令 17</p> <p>法 30 の 6</p>
-8	11/8	月	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿、在外選挙人名簿の閲覧開始 	<p>法 28 の 2</p>

-30	11/30	火	・選挙訴訟提起期限	法 204
-33	12/3	金	・当選訴訟提起期限	法 208

凡 例

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
自治法	地方自治法
合併特例法	市町村の合併の特例に関する法律
審査法	最高裁判所裁判官国民審査法
審査令	最高裁判所裁判官国民審査法施行令
執規	神奈川県公職選挙法令執行規程

2 投票結果に関する調

(1) 選挙当日の有権者数調

区分 性別	当該選挙に使用された選挙人名簿の抄本に記載されている者の数	補正登録者数（登録の移替えによる者を含む）	抹消された者（登録の移替えによる者を含む）の数	選挙人名簿登録者数	失権者の数	選挙当日の有権者数
男	23,646	0	79	23,567	9	23,558
女	27,327	0	90	27,237	1	27,236
計	50,973	0	169	50,804	10	50,794

(在外選挙人を除く)

(2) 有権者数、投票者数及び投票率調

選挙別	区分	性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)
衆議院 小選挙区選出		男	23,519	15,494	8,025	65.88
		女	27,191	17,297	9,894	63.61
		計	50,710	32,791	17,919	64.66
衆議院 比例代表選出		男	23,519	15,491	8,028	65.87
		女	27,191	17,294	9,897	63.60
		計	50,710	32,785	17,925	64.65
最高裁判所 国民審査		男	23,485	15,456	8,029	65.81
		女	27,105	17,245	9,860	63.62
		計	50,590	32,701	19,889	64.64

(3) 投票者に関する調

選挙別	区分	投票者数	一般投票				期日前投票			
			点字投票	代理投票	その他	計	点字投票	代理投票	その他	計
衆議院 小選挙区選出		32,791	0	6	20,185	20,191	1	35	12,341	12,377
衆議院 比例代表選出		32,785	0	6	20,184	20,190	1	35	12,336	12,372
最高裁判所 国民審査		32,701	0	6	20,170	20,176	1	35	12,312	12,348

不在者投票				
点字 投票	代理 投票	郵便 投票	その他	計
0	0	6	175	181
0	0	6	175	181
0	0	6	171	177

(4) 時刻別投票状況調（衆議院小選挙区選出）

時刻別	性別		男		女		計	
	投票者数	投票率 (%)	投票者数	投票率 (%)	投票者数	投票率 (%)	投票者数	投票率 (%)
9 時 現 在	6,677	28.39	7,711	28.36	14,338	28.37		
1 0 時 現 在	7,772	33.05	8,758	32.21	16,530	32.60		
1 1 時 現 在	9,071	38.57	10,123	37.23	19,194	37.85		
1 4 時 現 在	11,762	50.01	13,149	48.36	24,911	49.12		
1 6 時 現 在	13,093	55.67	14,624	53.78	27,717	54.66		
1 8 時 現 在	14,509	61.69	16,248	59.76	30,757	60.65		
19 時 30 分 時 現 在	15,205	64.65	16,974	62.43	32,179	63.46		
2 0 時 現 在	15,402	65.49	17,208	63.29	32,610	64.31		
不 在 者 投 票	92	—	89	—	181	—		
確 定	15,494	65.88	17,297	63.61	32,791	64.66		

(5) 投票区別投票者数及び投票率調

投票区	投票所名称	選挙別	選挙当日有権者数			投票者数			投票率(%)
			男	女	計	男	女	計	計
1	逗子市役所	衆議院小選挙区選出	2,959	3,506	6,465	1,202	1,238	2,440	37.74
		衆議院比例代表選出	2,959	3,506	6,465	1,202	1,238	2,440	37.74
		最高裁判所国民審査	2,959	3,506	6,465	1,199	1,236	2,435	37.66
2	逗子小学校特別活動室	衆議院小選挙区選出	2,116	2,437	4,553	876	927	1,803	39.60
		衆議院比例代表選出	2,116	2,437	4,553	876	927	1,803	39.60
		最高裁判所国民審査	2,116	2,437	4,553	875	926	1,801	39.56
3	逗子市福祉会館	衆議院小選挙区選出	1,792	1,988	3,780	670	623	1,293	34.21
		衆議院比例代表選出	1,792	1,988	3,780	670	623	1,293	34.21
		最高裁判所国民審査	1,792	1,988	3,780	670	623	1,293	34.21
4	沼間小学校会議室	衆議院小選挙区選出	1,954	2,306	4,260	834	955	1,789	42.00
		衆議院比例代表選出	1,954	2,306	4,260	834	955	1,789	42.00
		最高裁判所国民審査	1,954	2,306	4,260	834	955	1,789	42.00
5	沼間小学校区コミュニティセンター	衆議院小選挙区選出	2,080	2,299	4,379	918	961	1,879	42.91
		衆議院比例代表選出	2,080	2,299	4,379	918	961	1,879	42.91
		最高裁判所国民審査	2,080	2,299	4,379	917	961	1,879	42.89
6	逗子市立湘南保育園	衆議院小選挙区選出	1,041	1,246	2,287	495	506	1,001	43.77
		衆議院比例代表選出	1,041	1,246	2,287	495	506	1,001	43.77
		最高裁判所国民審査	1,041	1,246	2,287	491	503	994	43.46
7	池子小学校会議室	衆議院小選挙区選出	1,363	1,616	2,979	607	635	1,242	41.69
		衆議院比例代表選出	1,363	1,616	2,979	607	635	1,242	41.69
		最高裁判所国民審査	1,363	1,616	2,979	606	635	1,241	41.66
8	久木小学校会議室	衆議院小選挙区選出	2,304	2,575	4,879	1,023	1,053	2,076	42.55
		衆議院比例代表選出	2,304	2,575	4,879	1,023	1,053	2,076	42.55
		最高裁判所国民審査	2,304	2,575	4,879	1,022	1,052	2,074	42.51

9	逗子ハイランド 自治会館	衆議院小選挙区選出	1,389	1,672	3,061	749	869	1,618	52.86
		衆議院比例代表選出	1,389	1,672	3,061	749	869	1,618	52.86
		最高裁判所国民審査	1,389	1,672	3,061	748	869	1,617	52.83
10	小坪大谷戸会館	衆議院小選挙区選出	1,972	2,188	4,160	769	767	1,536	36.92
		衆議院比例代表選出	1,972	2,188	4,160	769	767	1,536	36.92
		最高裁判所国民審査	1,972	2,188	4,160	769	767	1,536	36.92
11	小坪小学校会議室	衆議院小選挙区選出	2,317	2,665	4,982	876	880	1,756	35.25
		衆議院比例代表選出	2,317	2,665	4,982	876	880	1,756	35.25
		最高裁判所国民審査	2,317	2,665	4,982	876	880	1,756	35.25
12	新宿会館	衆議院小選挙区選出	2,198	2,607	4,805	924	1,015	1,939	40.35
		衆議院比例代表選出	2,198	2,607	4,805	924	1,015	1,939	40.35
		最高裁判所国民審査	2,198	2,607	4,805	924	1,015	1,939	40.35
期 日 前 投 票		衆議院小選挙区選出	—	—	—	5,539	6,838	13,377	24.47
		衆議院比例代表選出	—	—	—	5,539	6,838	13,377	24.47
		最高裁判所国民審査	—	—	—	5,525	6,823	12,348	24.41
小	計	衆議院小選挙区選出	23,485	27,105	50,590	15,390	17,178	32,568	64.38
		衆議院比例代表選出	23,485	27,105	50,590	15,387	17,175	32,562	64.36
		最高裁判所国民審査	23,485	27,105	50,590	15,366	17,158	32,524	64.29
1	逗子市役所 (在外投票分)	衆議院小選挙区選出	34	86	120	12	30	42	35.00
		衆議院比例代表選出	34	86	120	12	30	42	35.00
合	計	衆議院小選挙区選出	23,519	27,191	50,710	15,494	17,297	32,719	64.66
		衆議院比例代表選出	23,519	27,191	50,710	15,491	17,294	32,785	64.65
		最高裁判所国民審査	23,485	27,105	50,590	15,366	17,158	32,524	64.29

(6) 仮投票に関する調

区分 選挙別	総数	事由による内訳		受理・不受理による内訳	
		投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議のある場合	受理したもの	受理しなかったもの
衆議院 小選挙区選出	1	1	0	1	0
衆議院 比例代表選出	1	1	0	1	0
最高裁判所 国民審査	1	1	0	1	0

(7) 代理投票及び点字投票調

区分 選挙別	代理投票	点字投票		
		総数	有効	無効
衆議院 小選挙区選出	35	1	1	0
衆議院 比例代表選出	35	1	1	0
最高裁判所 国民審査	35	1	1	0

(8) 期日前投票・不在者投票の受理・不受理に関する調

区分 選挙別	投票管理者において受理と決定し、かつ、拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理または拒否と決定したもの			合計
		開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
衆議院 小選挙区選出	12,558	0	0	0	12,558
衆議院 比例代表選出	12,553	0	0	0	12,553
最高裁判所 国民審査	12,525	0	0	0	12,525

(9) 期日前投票・不在者投票の事由に関する調
ア 衆議院小選挙区選出

事由別	投票用紙の請求			交 付				投 票				
	直接	郵便	合計	直接	郵便	交 を 否 た の 付 拒 し も	合計	投 票 し た 者 (A)	投 票 し な い 者	計	船員で指 定市町村 から交付 をうけて 投票した 者 (B)	合計 (A)+(B)
法第 48 条の 2 第 1 項 第 1 号 該 当	5,005	0	5,005	5,005	0	0	5,005	5,005	0	5,005	0	5,005
法第 48 条の 2 第 1 項 第 2 号 該 当	6,274	0	6,274	6,274	0	0	6,274	6,274	0	6,274	0	6,274
法第 48 条の 2 第 1 項 第 3 号 該 当	452	0	452	452	0	0	452	452	0	452	0	452
法第 48 条の 2 第 1 項 第 5 号 該 当	82	0	82	82	0	0	82	82	0	82	0	82
法第 48 条の 2 第 1 項 第 6 号 該 当	561	0	561	561	0	0	561	561	0	561	0	561
法第 49 条第 1 項 該 当	46	162	208	7	201	0	208	175	33	214	0	175
法第 49 条第 2 項 該 当	0	6	6	0	6	0	6	6	0	6	0	6
法第 49 条第 3 項 該 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 49 条第 4 項 該 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第 49 条第 7 項 該 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	12,423	168	12,591	12,384	207	0	12,591	12,558	33	12,591	0	12,558

イ 衆議院比例代表選出

事由別	投票用紙の請求			交 付				投 票				
	直接	郵便	合計	直接	郵便	交 付 拒 し も を 否 た の	合計	投票した者(A)	投票しない者	計	船員で指定市町村から交付をうけて投票した者(B)	合計(A)+(B)
法第48条の2第1項第1号該当	4,999	0	4,999	4,999	0	0	4,999	4,999	0	4,999	0	4,999
法第48条の2第1項第2号該当	6,272	0	6,272	6,272	0	0	6,272	6,272	0	6,272	0	6,272
法第48条第2第1項第3号該当	452	0	452	452	0	0	452	452	0	452	0	452
法第48条の2第1項第5号該当	82	0	82	82	0	0	82	82	0	82	0	82
法第48条の2第1項第6号該当	561	0	561	561	0	0	561	561	0	561	0	561
法第49条第1項該当	46	162	208	7	201	0	208	175	33	208	0	175
法第49条第2項該当	0	6	6	0	6	0	6	6	0	6	0	6
法第49条第3項該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第49条第4項該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第49条第7項該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	12,418	168	12,586	12,379	207	0	12,536	12,553	33	12,586	0	12,553

ウ 最高裁判所国民審査

事由別	投票用紙の請求			交 付				投 票				
	直接	郵便	合計	直接	郵便	交を拒し を否たの 付拒しもの	合計	投票した者(A)	投票しない者	計	船員で指定市町村から交付をうけて投票した者(B)	合計(A)+(B)
法第48条の2第1項第1号該当	4,995	0	4,995	4,995	0	0	4,995	4,995	0	4,488	0	4,995
法第48条の2第1項第2号該当	6,261	0	6,261	6,261	0	0	6,261	6,261	0	6,299	0	6,261
法第48条の2第1項第3号該当	447	0	447	447	0	0	447	447	0	409	0	447
法第48条の2第1項第5号該当	82	0	82	82	0	0	82	82	0	250	0	82
法第48条の2第1項第6号該当	560	0	560	560	0	0	560	560	0	2,211	0	560
法第49条第1項該当	46	162	208	7	201	0	208	177	31	208	0	208
法第49条第2項該当	0	6	6	0	6	0	6	5	0	5	0	5
法第49条第3項該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第49条第4項該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第49条第7項該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	12,394	168	12,562	12,186	208	0	12,394	12,525	31	12,586	0	12,525

(10) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

区分 選挙別	選挙人の属する市の選管委員長に対してなしたもの	業務地又は旅行地の市町村の選管委員長に対してなしたもの	船長に対してなしたもの	病院院長・老人ホームの長・国立保養所長・援護施設又は保護施設の長に対してなしたものの	刑事施設の長又は留置施設の留置業者の留置業者に対してなしたものの	特定国外派遣組織の長に対してなしたものの	合 計
衆議院 小選挙区選出	0	83	2	90	0	0	175
衆議院 比例代表選出	0	83	2	90	0	0	175
最高裁判所 国民審査	0	82	2	88	0	0	172

(注) この表には、法第49条第2項(郵便投票)該当者は含まれていない。

3 投票所に関する調

(1) 投票所に使用した施設に関する調

投票所数	内 訳				借上料を要した 投票所数
	市 役 所	学 校	公 会 堂	そ の 他	
1 2	1	5	0	6	3

(2) 投票所一覧表

投票区	投票所建物名称	所 在 地
第 1 区 第 投 票 区	逗子市役所	逗子市逗子5丁目2番16号
第 2 区 第 投 票 区	逗子小学校特別活動室	逗子市逗子4丁目2番45号
第 3 区 第 投 票 区	逗子市福社会館	逗子市桜山5丁目32番1号
第 4 区 第 投 票 区	沼間小学校会議室	逗子市沼間1丁目7番18号
第 5 区 第 投 票 区	沼間小学校区コミュニティセンター	逗子市沼間3丁目16番32号
第 6 区 第 投 票 区	逗子市立湘南保育園	逗子市池子2丁目11番9号
第 7 区 第 投 票 区	池子小学校会議室	逗子市池子3丁目9番1号
第 8 区 第 投 票 区	久木小学校会議室	逗子市久木2丁目1番1号
第 9 区 第 投 票 区	逗子ハイランド自治会館	逗子市久木8丁目8番90号
第 10 区 第 投 票 区	小坪大谷戸会館	逗子市新宿4丁目15番26号
第 11 区 第 投 票 区	小坪小学校会議室	逗子市小坪3丁目6番1号
第 12 区 第 投 票 区	新宿会館	逗子市新宿2丁目2番24号

(3) 投票箱送致に関する調

選 挙 別	投 票 日 の 当 日 開 票 所 に 到 着 し た も の	投 票 日 の 翌 日 開 票 所 に 到 着 し た も の	合 計
衆 議 院 小 選 挙 区 選 出	1 3	0	1 3
衆 議 院 比 例 代 表 選 出	1 3	0	1 3
最 高 裁 判 所 国 民 審 査	1 3	0	1 3

4 候補者及び審査に付された裁判官 に関する調

(1) 候補者数及び定数調

選挙別	区分	候補者数	定数	競争率
衆議院 小選挙区選出		5	(神奈川県4区) 1	5
衆議院 比例代表選出		(名簿届出政党等) 9	(南関東) 22	—

(2) 候補者の住所・氏名等に関する調（衆議院小選挙区選出）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者届出 政党の名称	ふりがな 候補者の氏名	性別	本籍	住所	生年月日 (満歳)	職業	新・前・元の別
1	令和3年 10月19日	政党	自由民主党	<small>やまもと</small> 山本ともひろ (山本朋広)	男	京都府	神奈川県 鎌倉市	昭和50年 6月20日 (満46歳)	選挙区 支部長	前
2	令和3年 10月19日	本人	(無所属)	<small>あさお けいいちろう</small> あさお 慶一郎 (浅尾 慶一郎)	男	東京都	神奈川県 鎌倉市植木 370番地1 ルネ鎌倉植木 309	昭和39年 2月11日 (満57歳)	大学 講師	元
3	令和3年 10月19日	政党	立憲民主党	<small>わせだ</small> 早稲田 ゆき (早稲田 夕季)	女	神奈川県	神奈川県 鎌倉市雪ノ 下2丁目 12番10号	昭和33年 12月6日 (満62歳)	政党 役員	前
4	令和3年 10月19日	本人	(無所属)	<small>おおにし</small> 大西 つねき (大西 恒樹)	男	神奈川県	神奈川県 鎌倉市小袋 谷1丁目3 番1号	昭和39年 2月29日 (満57歳)	政治 団体 代表	新
5	令和3年 10月19日	政党	日本維新 の会	<small>たかや</small> 高谷 あきひこ (高谷 清彦)	男	神奈川県	神奈川県 逗子市新宿 4丁目13 番13-1001 号	昭和53年 11月23日 (満42歳)	市議 会 議員	新

(注) 候補者の氏名欄の()内は、通称使用認定がある場合の戸籍名。

(3) 審査に付された裁判官の氏名等に関する調

告示の 順 序	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	最高裁判所裁判官に 任 命 さ れ た 年 月 日
1	み や ま た く や 深 山 卓 也	昭和 29 年 9 月 2 日	平成 30 年 1 月 9 日
2	おか ま さ あ き 岡 正 晶	昭和 31 年 2 月 2 日	令和 3 年 9 月 3 日
3	う が か つ や 宇 賀 克 也	昭和 30 年 7 月 21 日	平成 31 年 3 月 20 日
4	さ か い と お る 塚 と 徹	昭和 33 年 7 月 17 日	令和 3 年 9 月 3 日
5	はやし みちはる 林 道 晴	昭和 32 年 8 月 31 日	令和 元年 9 月 2 日
6	おかむら か ず み 岡 村 和 美	昭和 32 年 12 月 23 日	令和 元年 10 月 2 日
7	み う ら ま も る 三 浦 守	昭和 31 年 10 月 23 日	平成 30 年 2 月 26 日
8	く さ の こういち 草 野 耕 一	昭和 30 年 3 月 22 日	平成 31 年 2 月 13 日
9	わたなべ え り こ 渡 邊 恵 理 子	昭和 33 年 12 月 27 日	令和 3 年 7 月 16 日
10	やすなみ りょうすけ 安 浪 亮 介	昭和 32 年 4 月 19 日	令和 3 年 7 月 16 日
11	ながみね やす ま さ 長 嶺 安 政	昭和 29 年 4 月 16 日	令和 3 年 2 月 8 日

5 当選人等に関する調

(1) 投票総数、有効投票及び無効投票に関する調

区分 選挙別	投票総数	有効投票数	無効投票数	無効投票率 (%)	持ち帰りと思 われる票
衆議院 小選挙区選出	32,791	32,265	526	1.60	0
衆議院 比例代表選出	32,785	31,829	956	2.92	0
最高裁判所 国民審査	32,701	32,061	640	1.96	0

(2) 有効及び無効投票に関する調

ア 衆議院小選挙区選出

有効と 決定し たもの	一般有効投票		32,265
	法第68条 の2該当の もの	第4項により按分したもの	0
		いずれの候補者にも属しないもの	0
	計(イ)		32,265
無効投票(ロ)			526
無効投票の 内訳	所定の用紙を用いないもの		0
	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの		15
	候補者届出政党の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体の届出に係る候補者、除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなくなった旨の届出がされた候補者又は候補者届出政党が一の選挙区において重ねて届け出た候補者の氏名を記載したもの		0
	2人以上の候補者の氏名を記載したもの		0
	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの		0
	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの		1
	候補者の氏名を自書しないもの		0
	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの		2
	白紙投票		370
	単に雑事を記載したもの		94
	単に記号、符号を記載したもの		12
	単に政党名等を記載したもの		32
計(イ) + (ロ)			32,791
持ち帰りと思われる票			0
不受理と決定した票			0

イ 衆議院比例代表選出

有効と決定したものの	一般有効投票		27,874
	法第68条の2該当のもの	第4項により按分したもの	3954.999
		いずれの衆議院名簿届出政党等にも属しないもの	0.001
	計(イ)		31,829
無効投票(ロ)			956
無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの		0
	衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの		0
	衆議院名簿の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体又は一の選挙区において衆議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの		0
	衆議院名簿登載者の全員につき、抹消の事由が生じており又は除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの		0
	2以上の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を記載したもの		0
	衆議院名簿届出政党等の名称又は略称のほか、他事を記載したもの		6
	衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を自書しないもの		1
	衆議院名簿届出政党等のいずれを記載したかを確認し難いもの		26
	白紙投票		663
	単に雑事を記載したもの		127
	単に記号、符号を記載したもの		66
単に個人の氏名を記載したもの		77	
計(イ) + (ロ)			32,785
持ち帰りと思われる票			0
不受理と決定した票			0

ウ 最高裁判所国民審査

		有効投票(イ)	32,061	
		無効投票(ロ)	640	
無効投票の内訳	点字投票以外の投票	所定の用紙を用いないもの	0	
		×の記号以外の事項を記載したもの	616	
		裁判官2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの	24	
		計	640	
	点字投票	所定の用紙を用いないもの	0	
		審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの	0	
		審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの	0	
		審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの	0	
		審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの	0	
		計	0	
			計(イ) + (ロ)	32,701
			持ち帰りと思われる票	0
		不受理と決定した票	0	

(3) 候補者別得票数に関する調

ア 衆議院小選挙区選出

届出 番号	候補者氏名	党 派	本 市 得票数	神奈川 4 区 得 票 数	当落別
1	山 本 ともひろ	自由民主党	7,424	47,511	落
2	あさお 慶一郎	(無所属)	10,273	63,687	落
3	早稲田 ゆ き	立憲民主党	10,092	66,841	当
4	大 西 つねき	(無所属)	1,335	7,790	落
5	高 谷 あきひこ	日本維新の会	3,141	16,559	落

イ 衆議院比例代表選出

届出 番号	政党その他 の政治団体 の名称	略 称	本 部 の 所 在 地	代 表 者	本 市 得票数	神奈川 県 得票数
1	社会民主党	社民党	東京都中央区湊3-18-17 マルキ複本ビル5階	福島 瑞穂	608	79,372
2	れいわ新選組	れいわ	東京都千代田区麹町2丁目 15番地20押田ビル4階	山本 太郎	1,828	181,280
3	日本共産党	共産党	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目 26番7号	志位 和夫	2,558	315,577
4	立憲民主党	民主党	東京都千代田区平河町 2-12-4 ふじビル3F	枝野 幸男	7,689.690	941,783.675
5	公 明 党	公 明	東京都新宿区南元町17番地	山口那津男	2,455	460,450
6	国民民主党	民主党	東京都千代田区平河町二丁目 5番3号 永田町グリッド4F	玉木雄一郎	1,261.309	218,791.265
7	自由民主党	自民党	東京都千代田区永田町1丁目 11番23号	岸田 文雄	10,428	1,450,631
8	日本維新の会	維 新	大阪府大阪市中央区島之内 1-17-16 三栄長堀ビル	松井 一郎	4,548	530,707
9	NHKと裁判して る党弁護士法 72条違反で	NHK党	千葉県船橋市本町1丁目11 番29-101号	立花 孝志	453	68,423

(4) 最高裁判所国民審査結果に関する調

裁判官の氏名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数
深 山 卓 也	3,958	28,463
岡 正 晶	2,556	29,505
宇 賀 克 也	2,674	29,387
堺 徹	2,591	29,542
林 道 晴	3,503	28,558
岡 村 和 美	3,308	28,753
三 浦 守	2,682	29,379
草 野 耕 一	2,771	29,290
渡 邊 恵 理 子	2,450	29,611
安 浪 亮 介	2,495	29,566
長 嶺 安 政	3,237	28,824

6 選挙公営に関する調

(1) 個人演説会に関する調

ア 会場数に関する調

法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市の選挙管理委員会の指定した施設の数					合計
学校	公民館	公会堂	社寺	農業協同組合	商工会議所	その他	計	
8	2	0	0	0	0	9	9	19

イ 会場使用度数に関する調

法第161条第1項第1号の学校及び公民館		法第161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項第3号の市の選挙管理委員会の指定した施設		合計	
公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
0	0	0	0	0	0	0	0

(2) ポスター掲示場の数に関する調

区分 数	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		合計
	2k㎡ 未満	2k㎡ ～ 4k㎡	4k㎡ ～ 8k㎡	8k㎡ 以上	4k㎡ 未満	4k㎡ ～ 8k㎡	8k㎡ 以上	4k㎡ 未満	4k㎡ 以上	4k㎡ 未満	4k㎡ 以上	
	投票所の数	0	0	0	0	11	0	0	1	0	0	
掲示場設置数	0	0	0	0	77	0	0	8	0	0	0	85

(3) ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	投票所名	数	設 置 場 所
第1	逗子市役所	8	逗子5-2-16
			山の根3-5-17前
			逗子5-2-13
			逗子1-2-6先
			逗子6-1-3
			逗子5-10-19
			桜山7-5-1
			山の根3-4-2先
第2	逗子小学校 特別活動室	7	逗子4-2-45
			逗子3-6-6
			逗子4-9-21
			桜山7-10-12
			桜山1-6-30
			桜山1-1-19先
			逗子4-2-11
第3	逗子市 福祉会館	7	桜山6-18-22先
			桜山6-1326-29
			桜山5-32-1先
			桜山5-20-22
			桜山4-13-18先
			桜山3-4-37
			沼間1-5-22
第4	沼間小学校 会議室	7	桜山5-12-24前
			沼間1-7-18
			沼間1-21-7先
			沼間1-3-8
			沼間1-2-9
			沼間2-2-32
			沼間2-10-35先

投票区	投票所名	数	設置場所
第5	沼間小学校区 コミュニティセンター	7	沼間3-21-1
			沼間2-20-1先
			沼間5-17-1
			沼間3-16-32
			沼間5-7-7前
			沼間6-6-2
			沼間4-4-10先
第6	逗子市立 湘南保育園	7	池子2-11-9
			池子1-11-1
			池子1-11-1
			池子1-2-23先
			池子1-11-1
			池子3-2-2先
			池子3-21-1先
第7	池子小学校 会議室	7	池子3-9-1
			池子3-4-11先
			池子3-14-1先
			池子2-20-2-217
			池子2-19-41先
			池子2-29-20先
			池子2-23-9先
第8	久木小学校 会議室	7	久木2-1-1
			久木6-2-39
			久木7-2-1
			久木7-7-6先
			久木3-8-22先
			久木5-12-13先
			山の根1-5先

投票区	投票所名	数	設 置 場 所
第9	逗子 ハイランド 自治会館	7	久木8-8-90
			久木8-1-1先
			久木8-13-1先
			久木8-12-1先
			久木8-20-16先
			久木8-22-23先
			久木8-17-62先
第10	小坪大谷戸 会館	7	新宿4-15-26
			久木4-4-31先
			久木4-10-18先
			小坪1-24-10先
			小坪1-8-15横
			小坪1-6-7横
			新宿4-11-25先
第11	小坪小学校 会議室	7	小坪3-6-1
			小坪3-2-1先
			小坪2-21-14
			小坪7-3-20
			小坪5-21-17
			小坪4-5-1先
			小坪7-7-26
第12	新宿会館	7	新宿2-2-24
			新宿2-5-21先
			新宿1-5-4先
			桜山8-3-24先
			桜山8-10-12先
			桜山9-1-10
			桜山9-2先

7 選挙の管理及び執行関係者調

(1) 選挙管理委員に関する調

職 名	氏 名
委 員 長	佐 藤 敦 子
委 員 長 職 務 代 理 者	竹 村 史 朗
委 員	熊 倉 正 顕
委 員	菊 池 尚

(2) 開票管理者及び同職務代理者に関する調（衆議院小選挙区選出）

開 票 所	開票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
逗子市立体育館	逗子市小坪	佐 藤 敦 子	逗子市逗子	竹 村 史 朗

(注) 衆議院比例代表選出及び最高裁判所国民審査についても同一である。

(3) 投票管理者及び同職務代理者に関する調

投票区	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	氏	名	氏	名
1	黒羽	秀昌	楠元	仁
2	桐ヶ谷	正美	小野寺	宏
3	西海	隆	山道	宗晃
4	高橋	佳代	鷺原	尚仁
5	須田	透	中川	公嗣
6	三澤	正大	松下	亜紀子
7	田中	明夫	土屋	直之
8	佐藤	多佳子	堀田	昌希
9	翁川	昭洋	香山	智
10	中村	純一	鈴木	暁
11	伊藤	英樹	高橋	洋一
12	河合	正男	小池	万年

(4) 立会人に関する調

区分 選挙別	投票立会人		開票立会人	
	投票所数	立会人数	開票所数	立会人数
衆議院 小選挙区選出	12	24	1	4
衆議院 比例代表選出	(12)	(24)	(1)	4
最高裁判所 国民審査	(12)	(24)	(1)	4

(注) 表の項目中の () 内の数字は同一場所・同一人。

(5) 投票立会人一覧表

投票区	氏 名	政党その他の政治団体名
1	飯 山 容 子	無 所 属
	横 山 悟	無 所 属
2	梶 本 啓	無 所 属
	川 瀬 益 美	無 所 属
3	野 尻 和 代	無 所 属
	小 林 晴 子	無 所 属
4	高 橋 正 好	無 所 属
	南 部 和 彦	無 所 属
5	荒 井 真 澄	無 所 属
	大 竹 義 明	無 所 属
6	石 黒 みち子	無 所 属
	石 黒 幸 代	無 所 属
7	吉 田 仁 美	無 所 属
	永 田 幸 枝	無 所 属
8	松 本 千代子	無 所 属
	吉 田 啓 子	無 所 属
9	城 田 光 子	無 所 属
	川 村 知香子	無 所 属
10	城 所 良 隆	無 所 属
	日 野 乃芙子	無 所 属
11	増 川 健太郎	無 所 属
	青 木 計 美	無 所 属
12	鈴 木 裕 美	無 所 属
	東 海 幸 緒	無 所 属

(6) 開票立会人一覧表

ア 衆議院小選挙区選出

氏 名	住 所	届 出 に か か る 候 補 者 名 等	候 補 者 届 出 政 党
鈴 木 和 雄	逗子市沼間	浅 尾 慶 一 郎	無 所 属
眞 下 正 次	逗子市久木		自 由 民 主 党
上 松 仁	逗子市新宿	大 西 つ ね き	無 所 属
加 藤 秀 子	逗子市小坪		立 憲 民 主 党

イ 衆議院比例代表選出

氏 名	住 所	党 派
松 本 育 雄	逗子市桜山	公 明 党
八木野 太 郎	逗子市小坪	自 由 民 主 党
中 西 直 美	逗子市逗子	立 憲 民 主 党
中 津 宣 宏	逗子市新宿	日 本 共 産 党

(7) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調

投票所数	投 票 管 理 者				投票所事務従事者			
	投 票 管 理 者	職 務 代 理 者	臨時職務 代 理 者	合 計	市の選挙 管理委員 会の書記	市の職員	そ の 他	合 計
1 2	1 2	0	0	1 2	0	3 6	3 6	7 2

(8) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調

区分 選挙別	開 票 管 理 者				開票所事務従事者			
	開 票 管 理 者	職 務 代 理 者	臨時職務 代 理 者	合 計	市の選挙 管理委員 会の書記	市の職員	そ の 他	合 計
衆 議 院 小選挙区選出	1	0	0	1	2	2 4	6	3 2
衆 議 院 比例代表選出	(1)	0	0	(1)	1	2 4	6	3 1
最高裁判所 国民審査	(1)	0	0	(1)	1	2 5	6	3 2

(9) 選挙管理委員会事務局職員調

職 名	氏 名	備 考
事 務 局 長	原 田 恒 二	
事 務 局 次 長	内 田 典 久	
選 挙 係 長	上 野 悟 朗	
書 記	若 原 祐 斗	

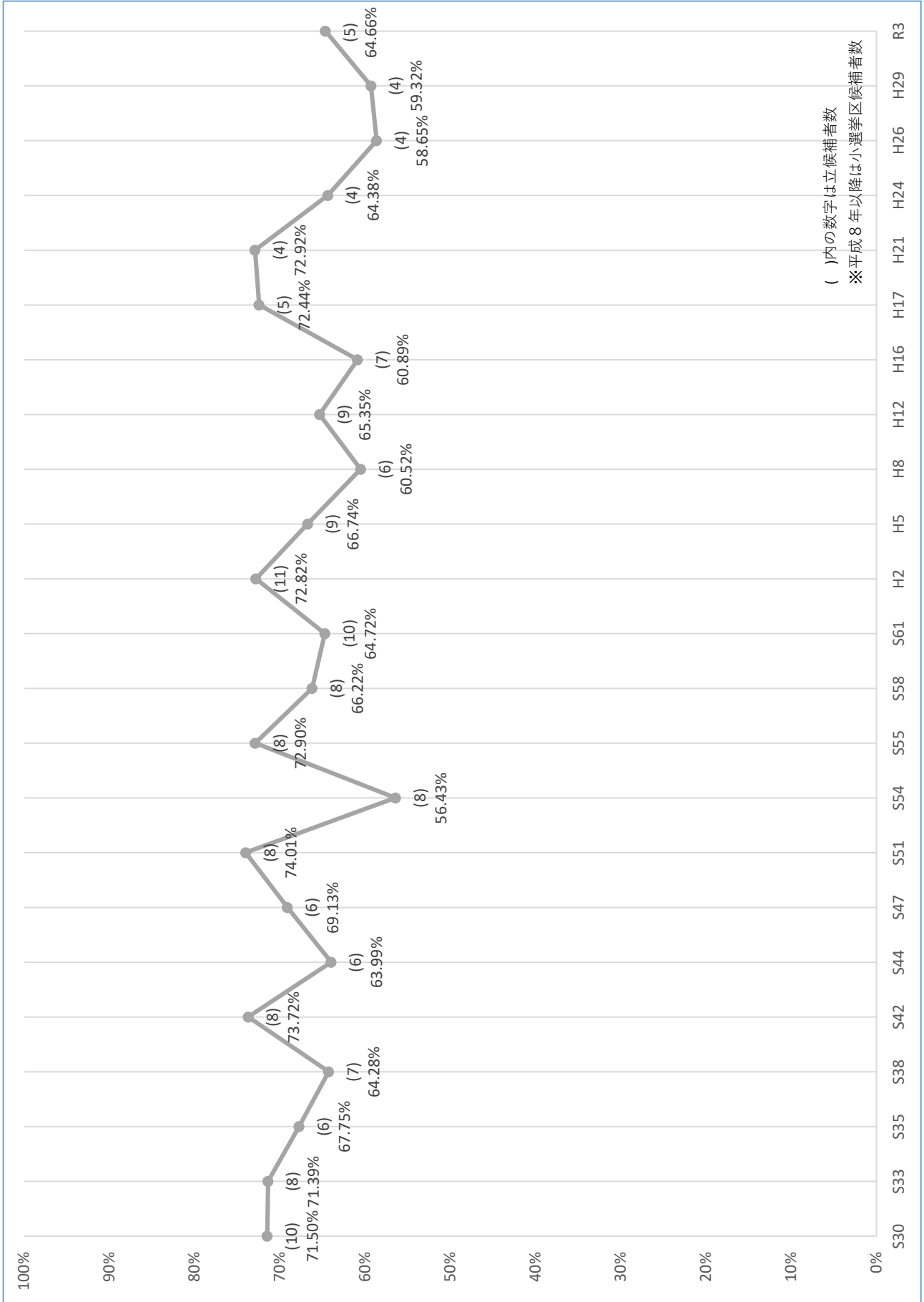
8 參考資料

(1) 有権者の推移

確定年月日	男	女	計	投票区数	確定年月日	男	女	計	投票区数
昭 32. 12. 20	11, 198	12, 503	23, 701	10	平 6. 9. 2	22, 421	24, 639	47, 060	15
昭 33. 12. 20	11, 163	12, 537	23, 700	10	平 7. 9. 2	22, 676	24, 831	47, 507	15
昭 34. 12. 20	11, 444	12, 777	24, 221	10	平 8. 9. 2	22, 724	25, 004	47, 728	15
昭 35. 12. 20	11, 995	13, 335	25, 330	10	平 9. 9. 2	22, 765	25, 120	47, 885	15
昭 36. 12. 20	12, 214	13, 640	25, 854	10	平 10. 6. 2	22, 826	25, 144	47, 970	15
昭 37. 12. 20	12, 924	14, 295	27, 219	11	平 10. 9. 2	22, 958	25, 293	48, 251	15
昭 38. 12. 20	13, 449	14, 785	28, 234	11	平 10. 12. 2	22, 990	25, 362	48, 352	15
昭 39. 12. 20	13, 685	15, 040	28, 725	11	平 11. 3. 2	23, 024	25, 413	48, 437	15
昭 40. 12. 20	14, 520	15, 966	30, 486	12	平 11. 6. 2	23, 074	25, 490	48, 564	15
昭 41. 9. 30	13, 833	15, 382	29, 215	12	平 11. 9. 2	23, 202	25, 687	48, 889	15
昭 43. 3. 30	15, 534	16, 811	32, 345	12	平 11. 12. 2	23, 277	25, 762	49, 039	15
昭 44. 3. 20	15, 764	17, 031	32, 795	12	平 12. 3. 2	23, 346	25, 839	49, 185	15
昭 44. 9. 10	15, 914	17, 235	33, 149	12	平 12. 6. 2	23, 404	25, 849	49, 253	15
昭 45. 9. 10	16, 472	17, 917	34, 389	12	平 12. 9. 2	23, 360	25, 864	49, 224	15
昭 46. 9. 10	17, 589	18, 965	36, 554	12	平 12. 12. 2	23, 394	25, 926	49, 320	15
昭 47. 9. 10	17, 943	19, 397	37, 340	12	平 13. 3. 2	23, 384	25, 934	49, 318	15
昭 48. 9. 10	18, 537	19, 986	38, 523	14	平 13. 6. 2	23, 357	25, 957	49, 314	15
昭 49. 9. 10	19, 063	20, 609	39, 672	14	平 13. 9. 2	23, 463	26, 081	49, 544	14
昭 50. 9. 10	19, 339	20, 855	40, 194	14	平 13. 12. 2	23, 420	26, 097	49, 517	14
昭 51. 9. 10	19, 617	21, 320	40, 937	14	平 14. 3. 2	23, 547	26, 260	49, 807	14
昭 52. 9. 10	19, 817	21, 574	41, 391	15	平 14. 6. 2	23, 600	26, 297	49, 897	14
昭 53. 9. 10	19, 994	21, 859	41, 853	15	平 14. 9. 2	23, 683	26, 412	50, 095	14
昭 54. 9. 10	20, 025	22, 033	42, 058	15	平 14. 12. 2	23, 665	26, 402	50, 067	14
昭 55. 9. 10	20, 056	22, 195	42, 251	15	平 15. 3. 2	23, 645	26, 421	50, 066	14
昭 56. 9. 2	20, 266	22, 299	42, 565	15	平 15. 6. 2	23, 619	26, 448	50, 067	14
昭 57. 9. 2	20, 296	22, 401	42, 697	15	平 15. 9. 2	23, 621	26, 462	50, 083	14
昭 58. 9. 2	20, 388	22, 529	42, 917	15	平 15. 12. 2	23, 661	26, 538	50, 199	14
昭 59. 9. 2	20, 536	22, 660	43, 196	15	平 16. 3. 2	23, 630	26, 494	50, 124	14
昭 60. 9. 2	20, 764	22, 917	43, 681	15	平 16. 6. 2	23, 599	26, 453	50, 052	14
昭 61. 9. 2	20, 836	23, 163	43, 999	15	平 16. 9. 2	23, 577	26, 431	50, 008	14
昭 62. 9. 2	20, 928	23, 324	44, 252	15	平 16. 12. 2	23, 601	26, 483	50, 084	14
昭 63. 9. 2	21, 137	23, 482	44, 619	15	平 17. 3. 2	23, 608	26, 467	50, 075	14
平元. 9. 2	21, 317	23, 648	44, 965	15	平 17. 6. 2	23, 607	26, 483	50, 090	13
平 2. 9. 2	21, 487	23, 843	45, 330	15	平 17. 9. 2	23, 637	26, 559	50, 196	13
平 3. 9. 2	21, 781	24, 094	45, 875	15	平 17. 12. 2	23, 641	26, 582	50, 223	13
平 4. 9. 2	21, 973	24, 267	46, 240	15	平 18. 3. 2	23, 627	26, 525	50, 152	13
平 5. 9. 2	22, 232	24, 463	46, 695	15	平 18. 6. 2	23, 659	26, 551	50, 210	13

確定年月日	男	女	計	投票 区数	確定年月日	男	女	計	投票 区数
平 18. 9. 2	23, 660	26, 638	50, 298	13	平 27. 9. 2	23, 186	26, 713	49, 899	12
平 18. 12. 2	23, 659	26, 648	50, 307	13	平 27. 12. 2	23, 183	26, 674	49, 857	12
平 19. 3. 2	23, 650	26, 675	50, 325	13	平 28. 3. 2	23, 187	26, 723	49, 910	12
平 19. 6. 2	23, 675	26, 708	50, 383	13	平 28. 6. 2	23, 142	26, 693	49, 835	12
平 19. 9. 2	23, 695	26, 703	50, 398	13	平 28. 9. 2	23, 660	27, 306	50, 966	12
平 19. 12. 2	23, 672	26, 698	50, 370	13	平 28. 12. 2	23, 701	27, 363	51, 063	12
平 20. 3. 2	23, 662	26, 715	50, 377	13	平 29. 3. 2	23, 680	27, 357	51, 037	12
平 20. 6. 2	23, 634	26, 710	50, 344	13	平 29. 6. 1	23, 699	27, 344	51, 013	12
平 20. 9. 2	23, 612	26, 734	50, 346	13	平 29. 9. 1	23, 635	27, 356	50, 991	12
平 20. 12. 2	23, 602	26, 792	50, 394	13	平 29. 12. 1	23, 643	27, 332	50, 975	12
平 21. 3. 2	23, 567	26, 788	50, 355	13	平 30. 3. 1	23, 629	27, 282	50, 911	12
平 21. 6. 2	23, 567	26, 782	50, 349	13	平 30. 6. 1	23, 602	27, 269	50, 871	12
平 21. 9. 2	23, 534	26, 776	50, 310	13	平 30. 9. 3	23, 558	27, 245	50, 803	12
平 21. 12. 2	23, 579	26, 792	50, 371	13	平 30. 12. 3	23, 574	27, 256	50, 830	12
平 22. 3. 2	23, 597	26, 824	50, 421	13	平 31. 3. 1	23, 531	27, 169	50, 700	12
平 22. 6. 2	23, 624	26, 836	50, 460	13	令元. 6. 3	23, 494	27, 128	50, 622	12
平 22. 9. 2	23, 632	26, 864	50, 496	13	令元. 9. 2	23, 471	27, 171	50, 642	12
平 22. 12. 2	23, 581	26, 849	50, 430	12	令元. 12. 2	23, 453	27, 191	50, 644	12
平 23. 3. 2	23, 544	26, 819	50, 363	12	令 2. 3. 2	23, 414	27, 192	50, 606	12
平 23. 6. 2	23, 565	26, 815	50, 380	12	令 2. 6. 1	23, 452	27, 189	50, 641	12
平 23. 9. 2	23, 549	26, 881	50, 430	12	令 2. 9. 1	23, 447	27, 191	50, 638	12
平 23. 12. 2	23, 544	26, 850	50, 394	12	令 2. 12. 1	23, 532	27, 241	50, 773	12
平 24. 3. 2	23, 522	26, 881	50, 403	12	令 3. 3. 1	23, 538	27, 235	50, 773	12
平 24. 6. 2	23, 451	26, 829	50, 280	12	令 3. 6. 1	23, 571	27, 238	50, 809	12
平 24. 9. 2	23, 425	26, 811	50, 236	12	令 3. 9. 1	23, 571	27, 189	50, 760	12
平 24. 12. 2	23, 389	26, 771	50, 160	12					
平 25. 3. 2	23, 337	26, 764	50, 101	12					
平 25. 6. 2	23, 345	26, 767	50, 112	12					
平 25. 9. 2	23, 321	26, 738	50, 059	12					
平 25. 12. 2	23, 309	26, 721	50, 030	12					
平 26. 3. 2	23, 264	26, 704	49, 968	12					
平 26. 6. 2	23, 242	26, 694	49, 936	12					
平 26. 9. 2	23, 181	26, 706	49, 887	12					
平 26. 12. 2	23, 202	26, 734	49, 936	12					
平 27. 3. 2	23, 216	26, 705	49, 921	12					
平 27. 6. 2	23, 217	26, 669	49, 886	12					

(2) 衆議院議員総選挙投票率の推移



令和3年10月31日執行

神奈川県第4区選挙区(横浜市栄区、鎌倉市、逗子市、三浦郡)

衆議院小選挙区選出議員選挙 選挙公報

神奈川県選挙管理委員会



無所属
あさお 一郎
けいいちろう

批判より行動!

政治を動かす。自民も変える。

自信をもって推薦します

養老孟司 宮家邦彦
水谷高明
山本一太



誰にでも何度でもチャンスのある社会を

詳しく政策や実績はこちら
www.asao.net

行財政改革

公務員の有給休暇時間(休憩時間)を廃止
1兆7千億円もの公費削減を実現

安全保障問題

北朝鮮への送金停止を実行するため
外為法を改正する議員立法案を実現

政党交付金の返納

総額14億円を超える政党交付金を
憲政史上初めて国庫に返還

浅尾慶一郎プロフィール
昭和34年2月11日生まれ 鎌倉市植木在住
私立栄光学園高等学校(神奈川県)
東京大学法学部卒業
日本興業銀行出身 証券アナリスト
米国スタンフォード大学経営大学院(MBA)修了
玉川大学講師
参議院議員(神奈川県選出)2期
衆議院議員(小選挙区 神奈川県4区)3期

維新

「日本維新の会」へ

正直者がバカを見ない!

若し高谷候補を代表
私たちが推薦します!
副代表 吉村洋文
松井一郎

議員報酬削減

議員定数削減
議員報酬削減

最低所得保障

給付つき税額控除または
ベースラインインカム導入により

生活不安

年金で暮らして
いけるのか?
老後の生活不安

倒産したら生活できない

失職のリスク

安心して挑戦できる社会へ

安心して挑戦できる社会へ
年金の流動化とチャレンジを支援し、資金力の向上を実現します。

日本維新の会

衆議院 神奈川県4区
最年少42歳 支部長
鎌倉生まれ 現役子育て世代!

新しい選状!!

たかや 公認42歳



たかや 公認42歳

依預預金活用による支援の開始

ゼロから法案を作成し、議員立法で成立させた「依預預金活用」により、令和2年から銀行にあった巨額の依預預金を活用可能にしました。若者支援・生活困窮者対策・地域活性化の問題解決の促進に活用されています。新型コロナウイルスに悩んでいる人たちの姿を目の当たりにした山本は「コロナ緊急対策を新設しました。」

非常時における政府のSNSの活用

防衛大臣として防衛省に災害対策用のSNSアカウントを開設し、救援や復旧支援の情報を常に発信できるようにしました。令和元年日本台風では、地元鎌倉や千葉県の被災状況を山本個人のSNSでも活用し、いち早く国や情報共有、食料・給水・入浴支援の提供場所や日時、道路開通や災害復旧情報など必要な情報を24時間体制で発信し続けました。

確かな実績と行動力

非常時における政府のSNSの活用

官民共創したデジタル化の加速

デジタルガバメントを確立させます。デジタル庁設立により、デジタルサービスの普及と利便性拡大、行政手続のオンライン化やワンストップの普及を加速的に進めます。

政権公約

みんなでコロナに打ち勝とう!



自民党公認 山本 ひとむら

プロフィール

昭和50年(1975年)生まれ、46歳 鎌倉在住 修士課程修了
●東京大学 大学院 政治学専攻 専攻(防衛政策) 卒業
●防衛省 防衛政策課 防衛政策課長 防衛政策課長 防衛政策課長
●平成17年(2005年)衆議院議員 初当選 現任4期 ●平成26年(2014年)文部大臣政務官・健康大臣政務官
●平成27年(2015年)防衛大臣政務官(防衛政策)・防衛大臣政務官(防衛政策) 防衛大臣政務官(防衛政策) 防衛大臣政務官(防衛政策)
●平成30年(2018年)自民党国庫党部会長
●平成31年(2019年)防衛大臣・内閣府副大臣 ●趣味/ゴルフ・カヌー・料理

私たちが山本ともひろ君を応援しています。

内閣総理大臣 岸田文恵
前内閣総理大臣 菅義偉
前防衛大臣 河野太郎
防衛大臣 田代元
防衛大臣 文世光
防衛大臣 雄偉三郎

是非アクセスして下さい、山本の日頃の活動や手料理なども掲載しています。

Twitter Facebook HP

令和3年10月31日執行

神奈川県第4区選挙区(横浜市栄区、鎌倉市、逗子市、三浦郡)

衆議院小選挙区選出議員選挙 選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

子どもたちにマスクとワクチン接種は必要でしょうか？
マスクにもワクチンにも未知のリスクがあります。ほとんどリスクがない子どもたちがそのリスクを負う理由は大人のリスク回避のためです。逆ではないでしょうか？大人こそリスクを負って、子どもたちの健康な発育と大事な「今」を守るべきではないでしょうか？

Q. 私たちが望む未来を作るのはどちらでしょう？

自由党 野党 どちらにも選取肢に答はらない。



大西 つねき
おおにし 無所属

基本政策 間違った財源論を正せば全部できる！

- 政府通貨の発行により、国債を全て返済する
- 一人100万円支給(後にペジックインカムも)
- 消費税廃止
- インフラ再公営化
- 子育て給付金
- 大学までの学費無料化
- 高速道路無料化
- 一次産業の振興による食料自給率向上
- 8食の安全
- 効率より環境重視の持続的経済システム構築
- 国営ブロックチェーンによる送金手数料無料化
- 人の時間と労力から考える本物の国家経営

大西つねきプロフィール
1964年2月29日東京都生まれ/上智大学外国語学部英語学科卒/シアトル大学政治学専攻で留学/1P.モルガン銀行入行、資金調剤ディーラー/電気通信事業で起業しつつ横浜市にビジネスを開設、自らビジネス/2011年東日本大震災を契機に政治団体設立、政治活動を開始/2017年、第48回衆議院選に神奈川県第4区で出馬/2019年、第25回衆議院選にいわみ新選組公認で比例区に出馬、得票数3位/現在完全無所属

大西つねき HP → <http://tsunone024.jp/>
@tsunone024 @tsunone024ch

これは与野党の戦いではありません。我々自身の生き方、あり方を根本的に問う戦いです。私たちは何のために生きるのでしょうか？20世紀までは、生きるために生きていたかもしれませんが、生存戦略として外敵から身を守るために集団を形成し、競い、発展し、物質的にも豊かになりました。

その一方で集団同士の争いは激化し、20世紀には世界規模の戦争を二度も起こしました。今でも企業間、国家間の競争は激しく、集団の論理が個人を犠牲にしています。富国強兵のエンジンだった資本主義は1%以下の富裕層に80%以上の富を集中し、ひたすら生産と消費の拡大を強制し、地球環境を壊し、未来を破壊し続けています。私たちはいつまでこの生き方を続けるのでしょうか？

そもそも私たちは根本的に仕組みを変え、自分たちの生き方、あり方を変える必要があります。私が「総理になる」と言って選挙に出るのは、今の資本主義や金融システムという、多くの問題の根幹にある仕組みを誰も変えようとしていないからです。そんな政党がないから選べないではなく、ないなら作るしかないのです。敢て無所属で、その旗だけ掲げ、民意を問ひ、それを皆さんが選べば、その旗が一本、目立つ形で国会に立つことになります。そうすればそこには数を集まり、政権を取るの時間の問題です。なぜなら、多くの人たちがわかっていないからです。私たちが今ここに生きる意味とは、目の利のためではなく、より良い未来を残すためであるということ。気の遠くなるような遠い話に思えるかもしれませんが、千里の道も一歩から。踏み出さなければ何も始まりません。私が「総理になる」と言うのは、その一歩を一緒に始めませんか？という問いかけです。何か大きく変えたいと思われるなら、答えは是非「大西つねき」とお書きください。

立憲民主党 公認

早稲田ゆき 4年間の活動成果

- 低所得子育て世帯への再支給法案など12本の議員立法を提出しコロナ対策をリード
- 予算委など委員会質問57回、幼稚園類似施設への補助や学校休業等支援金復活を実現
- 質問主意書147本で、津波警報や災害弱者の個別避難計画を法制化を実現

早稲田ゆき(夕季)プロフィール
1958年12月6日生まれ/白百合学園 卒業/早稲田大学 法学部 卒業/旧 輪銀(現国信協力銀行)
2005~ 鎌倉市議会議員(2回)
2011~ 神奈川県議会議員(2回)
2017.10 衆議院議員に初当選



ブレない、闘う！ワセダユキ!!

~小さな声に寄りそう政治を~

- 5つのビジョン**
- いのちと生活を守る。医療崩壊ゼロ!
- いつでもどこでも無料PCR検査。医療保健体制を抜本強化。
- コロナ対策司令塔を新設、災害からのいのちを守る危機管理・防災庁へ
- 事業と雇用を守る十分な補償
- 誰もが居場所と幸せを実感する社会
- コロナ収束まで、消費税を5%に引下げ、年収一千万以下の所得税を免除
- 技術革新で産業の裾野を広げる
- 低所得世帯やひとり暮らしの学生への家賃補助、空家を借上げ公営住宅に
- 女性と若者の声で政治を変える!
- 子ども子育て予算を2倍増、高校まで児童手当、保育、介護、福祉職の賃金を5万円アップ
- フリーランスの保護、ひとり親の支援拡充
- 不妊治療の支援拡充
- 持続可能な社会へ原発ゼロ推進。
- 地産地消の自然エネルギー立国
- 有機農業など持続可能な農林水産業の振興

憲法を活かし、民主主義の再生



早稲田ゆき
わせたゆき 衆議院議員候補

投票日 10月31日(日) 投票時間 午前7時から午後8時まで

投票日に、投票所に行けない方は、期日前投票又は不在者投票をご利用ください。
18歳から投票できます。お子さんと一緒に投票所に行けます。

- 衆議院小選挙区選出議員選挙
投票用紙(あさぎ色)には、候補者1人の氏名を記入します。
- 衆議院比例代表選出議員選挙
投票用紙(ピンク色)には、名簿届出政党等の名称を1つ記入します。
- 最高裁判所裁判官国民審査
投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、氏名の上の欄に×を書きます。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

令和3年10月31日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

南関東選挙区 選挙公報

神奈川県選挙管理委員会



代表 松井 一郎

身を切る改革、実行中。

維新はやる。政治家のあり方を変える。



年金で暮らしていけるのか...
老後の生活不安

最低所得保障
給付つき税額控除
または
ペーシングインカム
の導入によって

社会保障制度に安心と納得を
再分配の最適化・統合化を検討。年金等を含めた
社会保障全体の改革を推進します。

倒産したら生活できない...
失敗のリスク

安心して挑戦できる社会へ
雇用の流動化とチャレンジを支援し、
賃金水準の向上を実現します。

問題山積みにもかかわらず

高すぎる
議員報酬
多すぎる
議員定数

議員報酬・議員定数
3割削減

維新の国会議員・地方議員は
自主的に身を切る改革を実行中!

南関東ブロック
比例代表
名簿登載者

比例代表は
いしん
「維新」または
「日本維新の会」と
お書きください。

小選挙区は候補者名をお書きください。

衆議院選挙2021
特設サイトは
こちら



千葉県 第5区



しいきたもつ

千葉県 第6区



藤巻けんた

千葉県 第7区



内山あきら

千葉県 第13区



清水きよし

神奈川県 第1区



浅川義治

神奈川県 第4区



高谷あきひこ

神奈川県 第6区



くしだ誠一

神奈川県 第9区



吉田大成

神奈川県 第10区



金村りゅうな

神奈川県 第12区



水戸まさし

神奈川県 第18区



横田光弘

何があっても心配するな。

消費税は廃止! 一人20万円現金給付

そんな国をあなたと作りたい。
政府の大胆な財政支出で社会の隅々まで
お金を循環させコロナ不況を食い止め、
25年のデフレを吹き飛ばす!

コロナ感染期徹底補償付き
ステイホーム時(3ヶ月)

比例南関東ブロック
名簿登載者

たがや亮
飲食店起業家
(千葉11区)

木下ハヤト
不動産会社経営
(比例単独)

2021年 衆議院議員選挙
れいわニューディール

マニフェスト
れいわニューディール

れいわニューディール



れいわ
新選組
(略称: れいわ)
代表 山本太郎

2枚目の投票用紙
比例代表は、

れいわ

と書いて
ください。

詳しくはコチラから



なにより、いのち。 ぶれずに、つらぬく

コロナに無策、格差拡大、政治の私物化、立憲主義の破壊—
自民・公明の政治、もう終わらせましょう。
いのちを守る新しい政権の実現へ、野党共通政策ができました。
その実現へ、日本共産党は立憲民主党と政権協力で合意しました。
政権交代を実現するために、プレずに、誠実に市民と野党の共闘
をすすめてきた日本共産党をのびてください。



4つのチェンジ

- ① 弱肉強食の「新自由主義」を終わらせ
いのちと暮らしを最優先に
ケアをささえる政治に
●病床の削減計画を白紙撤回。 ●人間らしく働ける職場に
●高齢者の医療負担増中止。 ●中小企業を支援して、最低賃金時給1500円。
●医療・介護・保育などの待遇改善。 ●長時間労働をなくす、非正規社員を正社員に。
- ② 税金の不公平を
たたき
●消費税5%に減税。 ●学費半減。 返済不要の給付型
●大企業と富裕層に 奨学金の拡充。 入学金の廃止。
●学費の負担を減らす。 ●認可保育所を30万人分増設。

自公政権にかわる 新しい政治を

② 省エネ・再エネでCO2を最大60%削減 気候危機打開の「2030戦略」

- エネルギー消費を4割減らす。 ●石炭火力・原発の発電をゼロに。
●電力の50%を再生可能エネルギーで。
- ③ 生涯で1億円=男女賃金格差をなくし
ジェンダー平等の日本へ
●選択的夫婦別姓、LGBT平等法の実現、同性婚を認める法改正。
●「残業ゼロ」=性暴力を本気でなくす。
- ④ アメリカいなりから脱却
憲法9条を生かした外交
●自民党の9条改憲は許さず、辺野古新基地建設中止、オスプレイは
いらない、米軍基地強化に反対。 核兵器禁止条約に参加。

実現へ全力
●ロシア理士の処理計画を徹底検証し、計画見直しを。
●羽田新ルートをやめさせる。

医療ささえ、いのちを守る
①感染症対策と保健所の予算を2倍に
②PCRの大規模検査を
③持続化給付金の第2弾を
④コロナ収入減の人に、1人10万円「暮らし応援給付金」を

比例代表は

日本共産党

とお書きください。
候補者名を多くと無効になります。

日本共産党 略称 共産党

詳しい政策はこちらから
JCP

変えよう。

あなたのための政治へ。



立憲民主党 代表 枝野幸男

- 1** 新型コロナから命と暮らしを守り抜く
— 医療体制強化と集中的な感染防止、
強力・広範な生活・事業支援
- 2** 「一億総中流社会」の復活
— 分配なくして成長なし
- 3** 原発に依存しないカーボンニュートラル
— 自然エネルギー立国を実現し、
地域の資源を最大限活かす
- 4** 暮らしの安心への投資
— 「人と暮らし」に重点投資
- 5** 多様性を認め合える「当たり前の社会」
— 人権政策の抜本強化
- 6** 平和を守るための現実的外交
- 7** まっとうな政治
— 透明で信頼できる政治

 千葉1区 たじま 要	 千葉2区 黒田 ゆう	 千葉3区 岡島 一正	 千葉4区 野田 よしこ	 千葉5区 矢崎 けんたろう	 千葉7区 竹内 千春	 千葉8区 本庄 さとし	 千葉9区 おくの けんじ
 千葉10区 谷田川 はじめ	 千葉12区 ひだか 剛	 千葉13区 みやかわ 伸	 神奈川1区 しのはら 豪	 神奈川2区 岡本 英子	 神奈川3区 小林 たけと	 神奈川4区 早稲田 ゆき	 神奈川5区 山崎 誠
 神奈川6区 あおやぎ 陽二	 神奈川7区 中谷 一馬	 神奈川8区 江田 けんじ	 神奈川9区 笠ひろ ふみ	 神奈川12区 あべともこ	 神奈川13区 たいひでし	 神奈川14区 長友 よしひろ	 神奈川16区 ごとう 祐一
 神奈川17区 かみやま しょうじ	 神奈川18区 むら かずや	 山梨1区 なかじま かつひと	 山梨2区 いちき ともこ	比例・南関東 小野 次郎 金子 健一			

南関東選挙区名簿登載者

比例区は立憲民主党 (略称: 民主党)

小選挙区は立憲民主党の候補者へ

立憲民主党

The Constitutional Democratic Party of Japan

停滞するこの国を動かすため
私たちは「対決より解決」を選ぶ

日本を動かす政策5本柱



代表 玉木雄一郎

動け、日本。

「積極財政」に転換

- ①現金給付
- ②減収補償
- ③消費税減税と社会保障料減免
- ④財源の多様化

「給料が上がる経済」を実現

- ①生産性向上につながる大胆な産業政策
- ②デジタル化、カーボン・ニュートラル対策の加速
- ③中小企業支援の強化
- ④「日本型ベーシック・インカム(仮称)」創設
- ⑤最低賃金の引き上げ

「人づくり」こそ国づくり

- ①教育無償化の実現
- ②児童手当の拡充等
- ③雇用のセーフティネット強化と職業訓練の充実
- ④「教育国債」の創設
- ⑤子どもたちの心を育むインクルーシブ教育
- ⑥ジェンダー後進国脱却、多様性社会実現

国民と国土を「危機から守る」

- ①食料安全保障と「農業者戸別所得補償制度」再構築
- ②防災インフラの計画的整備
- ③地方の権限強化と東京一極集中是正
- ④主権を守る態勢の強化
- ⑤経済安全保障、エネルギー安全保障の強化
- ⑥人権外交の推進

「正直な政治」をつらめく

- ①公文書改ざん厳罰化
- ②選挙制度改革
- ③若者と女性の政治参加推進
- ④年金制度改革と経済財政推計を行う独立機関設置

千葉5区



暮らしを守る、未来を守る。

ときた敦

政党役員

神奈川10区



反対より提案!

鈴木あつし

政党役員

比例南関東



政策提案型で「対決より解決」を!

長谷康人

元参議院議員秘書

二枚目 (比例区)は、国民民主党

とお書きください。略称(民主党)

日本再生へ 新たな挑戦。

だれもが安心してくらせる社会を



公明党代表
山口那津男

比例区は公明党

とお書き下さい。略称は「公明」

感染症に強い日本へ

国産ワクチン・治療薬の開発と実用化

- 3回目のワクチン接種無料化。国産ワクチンの開発・実用化へ国が支援する体制を築きます。

危機管理体制の確立へ

- 感染拡大時に備えて臨時の医療施設、入院待機施設などを整備。

検査体制の拡充・強化

- 現在1日33万件のPCR検査能力を大幅に拡充し、100万件をめざすなど、検査体制を抜本的に強化。

ポストコロナへ 経済と生活の再生を

生活を支え、雇用を守ります

- 雇用調整助成金の特例措置などについて、今年12月末まで確保するとともに、感染状況を踏まえつつ、コロナ特例を継続します。

経済のV字回復をめざします

- 感染収束を前提に、観光・飲食産業を支援する「新Go To キャンペーン(仮称)」を実施します。

- マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できる「新たなマイポイント」(1人一律3万円相当)を付与します。

子育て・教育を 国家戦略に

子育て世帯へ「未来応援給付」の実施

- 0歳～高校3年生まで、全ての子どもたちに「未来応援給付」(1人一律10万円相当の支援)を実施します。

「子育て応援トータルプラン」を策定

- 結婚から妊娠・出産、幼児教育・保育から大学など高等教育までの支援を段階的に拡充する「子育て応援トータルプラン」を策定します。

- 出産育児一時金を現行の42万円から50万円に増額し、0～2歳児の産後ケアや家事・育児サービスを充実させます。

比例はNHK党
とお書きください。



党首 立花孝志

NHKと裁判してゐる党 弁護士法72条違反で

NHKと裁判してゐる党(略称:NHK党)は、NHKから被害に遭われている方をお守りするためだけにできた国民政党支部です。この想いは政党名が変わる前の「NHKから国民を守る党」であったときから変わっていません。NHKは違法な手口で契約を迫るだけでなく、インターネットからも受信料を徴収しようとしています。「NHKを観ない」という自由を守る為、

NHK党 コールセンター
受付時間:9時～23時(年末年始を除く)

NHK党はNHKの違法行為について実際に裁判をすることで追及しています。NHKに関するご相談やご質問、お困りごとがありましたら、NHK党コールセンターまでお気軽にお電話ください。

NHKが変われば日本が変わる。 NHKをぶっ壊す!

03-3696-0750 お困りごとがあればいつでもご相談ください。

非正規・貧困社会からの脱却宣言

神奈川15区に私があります。

南関東ブロック比例代表名簿登録者



命を守る政治へ 立憲野党と市民の共闘で

ささき 克己

【肩書き・経歴】
高校教師を経て現在武蔵野大日本語科教員 東大卒。
【政策】
格差・貧困の解消、脱原発、安保法制の廃止

- ◎いのちを救え! コロナにそなえ医療・介護の強化
- ◎消費税3年間ゼロで生活再建、財源は大企業の内部留保へ課税
- ◎安心の子育て・老後、教育の無償化で若者に希望
- ◎選択的夫婦別姓導入。ジェンダー平等・多様性社会実現
- ◎気候危機まったなし! 環境と人間の共生、脱原発実現
- ◎アジアの平和は外交で! 憲法を活かす政治

生存のための政権交代

比例区は社民党



社民党党首 福島みずほ

自由民主党

新しい時代を 皆さんとともに。



自民党総裁 岸田文雄

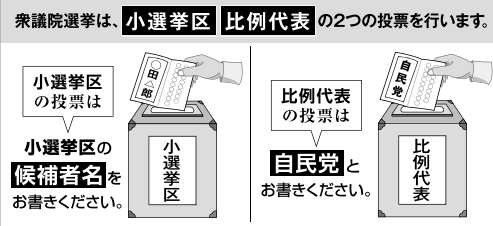
確かな政策で明るく豊かな時代を創る。

- 1. 感染症から命と暮らしを守る。
2. 「新しい資本主義」で分厚い中間層を再構築する。
3. 国の基「農林水産業」を守り、成長産業に。
4. 日本列島の隅々まで、活発な経済活動が行き渡る国へ。
5. 経済安全保障を強化する。
6. 「毅然とした日本外交の展開」と「国防力」の強化で、日本を守る。
7. 「教育」は国家の基本。人材力の強化、安全で安心な国、健康で豊かな地域社会を目指す。
8. 日本国憲法の改正を目指す。

信頼と共感。 それこそが政治を進める原動力です。 国民の声をしっかり受け止め、寄り添い、全力で挑みます。

比例代表の投票は 自民党とお書きください。

ご注意ください。 比例代表の投票用紙に候補者名を書くと、あなたの投票は無効になってしまいます。



- 自民党千葉県連 www.chiba-jimin.jp
自民党神奈川県連 www.kanagawa-jimin.jp
自民党山梨県連 www.jimin-yamanashi.or.jp

Grid of candidates for various constituencies in Chiba, Kanagawa, and Yamanashi Prefecture, including names, photos, and party affiliations.

小選挙区は、あなたの街の名前を お書きください。 自民党公認候補の名前を

期日前投票 10月20日(水)から 毎日が投票日です。 最終投票日 10月31日(日)

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会



最高裁判所判事
深山卓也
昭和二十九年九月二日生

略歴

昭和五七年 四月 東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
 昭和五七年 四月 判事補任官。以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、大田官房審判官、司法法制部長を務める。
 二〇二〇年 一月 東京地裁判事部長
 二〇二〇年 二月 さいたま地裁所長
 二〇二〇年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

平成三〇年二月十九日 大法廷判決
 平成二九年一月二日 三回施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、公職選挙法の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものではないと認め、選挙結果を有効とする。多数意見。
 令和二年三月三日 第一小法廷判決
 タクシー労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながる限り、歩合給の額が〇円となることもあるとの判決で示す事情の下では、労働基準法二七条の割増賃金が支払われたとはいえない。全員一致、裁判官。
 令和二年一月十八日 大法廷判決
 令和元年七月二日 施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていないと認め、選挙結果を有効とする。多数意見。
 令和三年二月二十四日 大法廷判決
 市長が孔子を祀った施設を所有する法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便宜を提供し、これを援助しているとの評価もなされるを得ないもので、憲法一〇条三項に違反する。多数意見。
 五 令和三年五月十七日 第一小法廷判決
 労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国連憲法に違反した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
 最終審かつ法律審である最高裁判所に係る事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。



最高裁判所判事
岡正晶
昭和三十一年二月二日生

略歴

香川県綾歌郡(現高松市)国分寺町という段々状の小さな田舎が数代にわたる山あいの小さな村で、小学校の教員、中学校の教員、高校の教員として生まれ育ち、同立国分寺南小学校、同立国分寺中学校、軟式テニス部を経て、香川県立高松高等学校(バドミントン部)を卒業。
 昭和五五年 三月 東京大学法学部卒業
 同年 四月 司法修習生。三〇期入校
 五七年 四月 弁護士登録。第一期弁護士会
 平成六年 六月 株式会社ニフコ社外監査役
 一七年 四月 東京大学法学部大学院講師(産産法研究) 二〇〇年 四月 第一東京弁護士会副会長
 二〇二一年 一月 法務省法制審議会民法(債権関係)部会委員
 二〇二二年 七月 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員長
 二〇二三年 六月 全国農業者組合連合会経営管理委員会
 二〇二四年 四月 事業再生研究機構代表理事
 二〇二四年 四月 日本弁護士連合会副会長
 同年 同月 第一東京弁護士会会長
 同年 八月 株式会社三井住友銀行社外監査役
 二〇二四年 六月 株式会社三井住友銀行社外取締役
 令和元年 六月 住友生命保険相互会社社外取締役
 令和三年 九月 株式会社三井住友銀行社外取締役
 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事就任後日付が浅いため、特に記すべきものはありません。
 裁判官としての心構え
 日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に依り独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常に念頭に置き、仕事をすすめるべき根本原理とします。
 そして、従うべき「良心」の充実、向上に日々努め、「独立」は必ずしも独善に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっては、記録・資料をよく読み、常の頭でよく考え、わかりやすく目の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深いあらまの議論を尽くすことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。
 また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うし、審判を求めています。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
 趣味など
 この三年くらいですが、山歩き(トレッキング)を、シーズンには月一回を目安に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩、秩父など関東周辺の山を中心に、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳、屋久島(縄文杉)、妙高山など印象に残っています。
 三〇年くらい以上続けているものとして、チュリリアン(毎年一〇〇個くらいは食べます)、バラ(今の黒バラは、バリエーション、繊細さを定着したプラントナーでの栽培があります。二〇二二年は、余った種をプランターまわりの地面にばらまいたところ、朝顔が大群生しました。
 弁護士時代、日本民事訴訟法学会、租税法学会、金融法学会に加入し、研究報告もさせていただきました。



最高裁判所判事
宇賀克也
昭和三十一年七月二日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学(現・筑波大学)附属高等学校を卒業。
 昭和五二年 三月 東京大学法学部卒業
 同年 四月 東京大学法学部助手
 五六年 四月 東京大学法学部助教
 五八年 八月 ハーバード大学客員研究員
 五九年 八月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員
 一〇年 八月 ハーバード大学客員教授
 六年 八月 東京大学大学院法学政治学研究所教授
 一〇年 九月 ジョージタウン大学客員研究員
 一三年 四月 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任
 同年 一月 日本公法学会理事
 一六年 七月 東京大学公共政策大学院教授を兼任
 一八年 七月 関税不服審査会関税・知的財産分科会会長
 二〇二二年 三月 経済代表自治紛争処理委員
 二〇二三年 三月 アジア行政法学会理事
 二〇二三年 一月 I.T総合戦略本部パーソナリティに関する検討会座長
 二〇二四年 一月 内閣府独占禁止審査手続懇話会座長
 二〇二四年 二月 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長
 同年 三月 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長
 同年 四月 人事院庶務審議会委員
 同年 四月 国立国会図書館資料利用制限審査会会長
 同年 一月 消費者庁消費者安全調査委員会委員長
 三〇年 七月 内閣府公文書管理委員会委員長
 三二年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所において関与した主要な裁判
 令和二年六月三日 第一小法廷判決
 ふぎと納税制度に係る告示における寄附金の募集及び受領について定める部分の違憲とした。全員一致。
 令和二年一月十八日 大法廷判決
 参議院議員通常選挙時の議席定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が憲法に違反したとする反対意見を述べたのみならず、会社など組織の有り様や事件の背景といった様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最善の判断に達するためにいろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。
 最高裁判所には変化が著しい現代社会において、種々の視点から検討を行い、紛争解決のために適正な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最大限に活用し、紛争解決に生かすことによって、この重い職責を果たし、国民から期待に応えたいと思っています。
 そのために、事件の当事者の言ひに十分耳を傾けることも、同僚の最高裁判所判事との評議の中で思考を深めながら、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと考えています。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
 大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育に携わり、同時に、審判官等としての法律・条約の制定、改正作業に従事してきました。これまで、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日で、様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思っています。



最高裁判所判事
堺徹
昭和三十一年七月十七日生

略歴

和歌山県田辺市生まれ。地元小学校、中学校、和歌山県立田辺高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
 昭和五七年 四月 司法修習生
 五九年 四月 判事補任官
 以後、札幌地裁、札幌地検室蘭支部、大阪地裁、大津地裁、法務大臣官房司法法制調査部、東京地検八王子支部、東京地検の各検事、旭川地検次席検事、最高検事務取扱検事などとして勤務。
 平成〇年 九月 東京地検交通部長
 二二年 一月 東京地検公安部長
 二四年 七月 福島地検検事正
 二五年 七月 東京地検次席検事
 二六年 七月 東京高検次席検事
 二八年 九月 東京地検検事正
 二九年 七月 仙台高検検事長
 三〇年 七月 次長検事
 三二年 七月 最高検検事長
 令和二年 七月 退官
 同年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所において関与した主要な裁判
 私には、最高裁判所に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事実上、社会に大きな影響を与えていると承知しています。その最高裁判所の判事一人として、誠に重い責任を担っていることを常に意識しながら、緊張感をもって職務にあたっています。
 最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で、検察官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査、公判に関与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を獲得してきたのみならず、会社など組織の有り様や事件の背景といった様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最善の判断に達するためにいろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。
 最高裁判所には変化が著しい現代社会において、種々の視点から検討を行い、紛争解決のために適正な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最大限に活用し、紛争解決に生かすことによって、この重い職責を果たし、国民から期待に応えたいと思っています。
 そのために、事件の当事者の言ひに十分耳を傾けることも、同僚の最高裁判所判事との評議の中で思考を深めながら、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと考えています。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
 大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育に携わり、同時に、審判官等としての法律・条約の制定、改正作業に従事してきました。これまで、判例を批評する立場でしたが、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎日で、様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思っています。

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会



略歴

福岡県生まれ。父の転勤に伴い、福岡県、宮城、山形、新潟で育つ。宮城県第一女子高等学校（当時）を卒業。東北大学法学部卒業。東北大学法学部卒業。東京大学法学部卒業。新渡戸洋子賞受賞。宮城県第一女子高等学校を卒業。

最高裁判所判事
わたなべ りえ
昭和三十三年二月二十七日生

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判官は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことが重要です。同時に、最高裁判官の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう審判の努力をしていく役割を担っています。

これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じて、価値観が多様化する中で、まず、そして常に、「法」は何と問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要性が高まってきていると感じました。裁判所はこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判事として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張とその拠り立つところを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを大局的に考えながら「法」と向き合っており、当該事案の解決とあるべき法の解釈とに向けて「所懸命に努力していきたいと考えています。



略歴

奈良県大和郡山田市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。判事補任官。東京地裁、広島地裁、最高裁判政局、同広報課兼秘書課、神戸地裁で勤務。

最高裁判所判事
やなぎ りょうせい
昭和三十三年四月十九日生

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁判官の判断の重さを常に自覚した上で、様々な分野の一つ一つの事件について、中立公正な立場から、誠実に真正面から向き合っており、判断するに当たって考えている。その際には虚心坦懐にじっくり記録を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思えます。

変化が激しく、価値観の多様化が著しい現代社会においては、判断の難しい事件が飛躍的に増えています。グローバル化が加速する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのような時代において、我が国の社会のこれからの歩みを正確に認識し、将来の在り方をしっかりと見定めるとともに、世界の動きについても的確に理解することが重要だと考えています。このように、時間的余裕がなく空間的な広がりをも座標軸にして考えることを絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔軟な発想をもって、バランスのとれたよりよい判断ができるよう心掛けていきたいと思えます。



略歴

東京都保谷市（現・西東京市）生まれ。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学校卒業。東京大学法学部卒業。判事補任官。外務省入省。英国オックスフォード大学社会科学部特別ディプロマ取得。外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米国大使館にて勤務。外務省経済局参事官補。内閣法制局参事官。内閣法制局参事官。外務省北米局参事官以降、国際法局参事官、総合外交政策局参事官として勤務。在サンフランシスコ総領事。駐オランダ特命全權大使。駐オランダ特命全權大使。駐大韓民国特命全權大使。駐英国特命全權大使。最高裁判所判事。

最高裁判所判事
なが まさひと
昭和二十九年四月十六日生

最高裁判所において関与した主要な裁判
令和三年六月二日 大元決定
民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏に関する規定が憲法二四条に違反しないと判断した（多数意見。その上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関わる事情の変化に資することあり得るが、このような法制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによっては、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした（補足意見付加）。

裁判官としての心構え

一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りがないよう努めます。適切な判断に至ることができるよう努めます。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国に共通する課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバル化などが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日の社会的課題の検討にも力を注ぎ、今後とも努力していきたいと思えます。

これまで、弁護士として職務を果す上では、女性か否かというよりは、ひとりひとりの弁護士として、依頼者や関係者に信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となっても法の一票を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職務を果したいと考えています。しかしながら、やはり最高裁判官をはじめとした女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず性別全体に機会が与えられることはとても重要なことであると考えています。私は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどるとして現在に至っています。このたび最高裁判事として働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の礎、ささやかですがその一石となるよう励んでいきたいと思えます。

投票日 10月31日(日) 投票時間 午前7時から午後8時まで

投票日に、投票所に行けない方は、期日前投票又は不在者投票をご利用ください。18歳から投票できます。お子さんと一緒に投票所に行けます。

- ◎衆議院小選挙区選出議員選挙
投票用紙(あざぎ色)には、候補者1人の氏名を記入します。
- ◎衆議院比例代表選出議員選挙
投票用紙(ピンク色)には、名簿届出政党等の名称を1つ記入します。
- ◎最高裁判所裁判官国民審査
投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、氏名の上の欄に×を書きます。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

令和3年10月31日執行

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 結果調

発行日 2022年(令和4年)4月

発行・編集

逗子市選挙管理委員会